

1

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「町の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

上位計画となる「入善町総合計画」と、富山県が定める「都市計画区域マスタープラン」（整備、開発及び保全の方針）に即し、町の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するための個別具体の都市計画の方針を定めるものです。

1-1 都市計画マスタープランの対象範囲

都市計画マスタープランの対象範囲は、「入善町全域」とします。

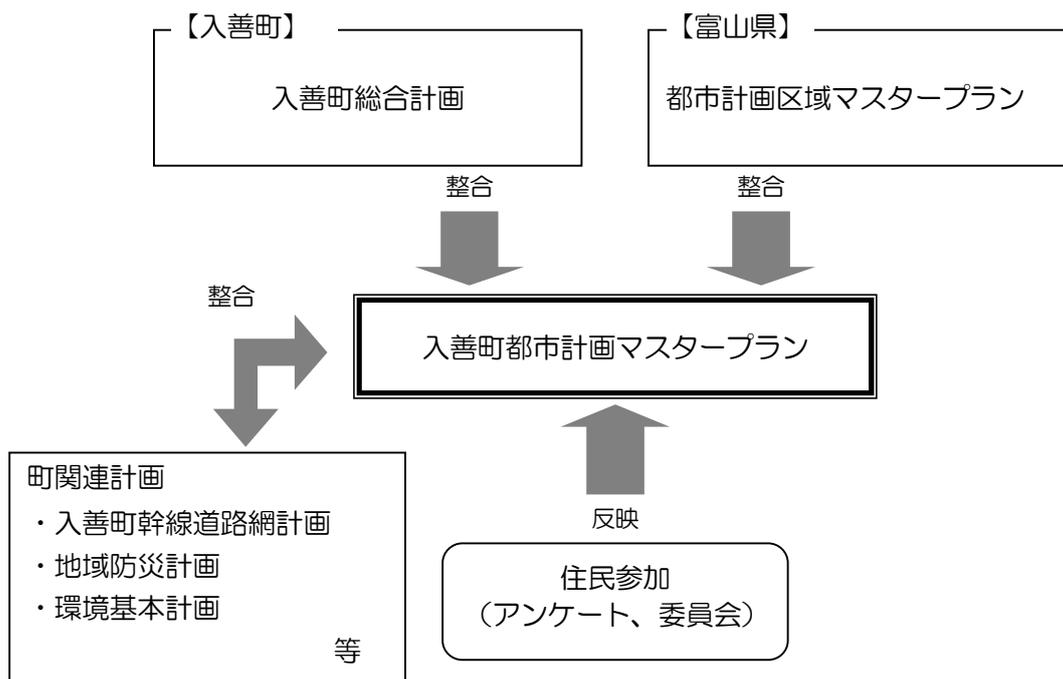
1-2 都市計画マスタープランの目標年次

都市計画マスタープランに示す方針の目標年次は、おおむね 20 年後（平成 42 年度）とします。なお、将来人口については、入善町総合計画との整合性を図りつつ、おおむね 10 年後（平成 32 年）を推計するものとします。

※ただし、社会・経済状況等の必要に応じて、適宜見直しを図ります。

1-3 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランは、上位計画となる「入善町総合計画」、富山県が定める「都市計画区域マスタープラン」及びその他関連計画と整合を図りながら、具体の都市計画の方針を示すものです。



2

将来都市像

2-1 都市計画の将来像・基本方針

本計画においては、入善町の都市計画の「将来像」、また、将来像の実現に向けた「都市づくりの基本方針」を次のように定めます。

〔将来像〕

扇状地の水と恵みを活かし うるおい・豊かさ・にぎわいを感じるまち 入善

基本方針1：農地や自然と調和したうるおいある都市づくり

- 計画的な土地利用のもと、優良な農地や自然環境を保全しつつ、まちの魅力が集積するコンパクトな都市づくりを推進します。
- 扇状地に広がる優良農地と水の恵みの保全と活用を第一義として、持続可能な循環型の都市づくりを推進します。

基本方針2：安全で快適に暮らせる豊かな都市づくり

- 子どもから高齢者までが安心して暮らすことができる、良好な住環境を整備します。
- 市街地の空き地・空き家対策、防災・防犯の強化など、誰もが安全に暮らせる災害に強い都市づくりを推進します。
- 道路・交通網整備を行い、人や物の交流を推進するとともに、公園や下水道などの都市施設の整備により、町民が快適に暮らせる都市づくりを推進します。

基本方針3：人々の活気とにぎわいがあふれる都市づくり

- まちの魅力を高めるとともに、まちの情報を発信することで、交流人口の増加など、多様な人々を惹きつける個性あるまちづくりを推進します。
- 歴史・文化等の地域資源を保全・活用・伝承する都市づくりを推進します。
- 地域を活性化する商工業の振興を進め、人々の活気とにぎわいがあふれる都市づくりを推進します。

2-2 将来人口

将来人口については、入善町の総人口が減少傾向にある中、土地区画整理事業や新たな宅地基盤整備をはじめ、豊かな自然環境、景観の保全、身近な公園の充実等による定住促進の環境整備、必要に応じた工業地の確保、商店街の活性化等による就業機会の創出等、流出入口の抑制と流入人口の増大に資する施策展開を図ることにより、平成32年度の総人口を27,000人と設定します。

2-3 都市づくりの重点戦略

都市づくりを進める上で、特に重要となる「都市づくりの重点戦略」を次のように定めます。

【重点戦略】 働く場の創出による定住促進

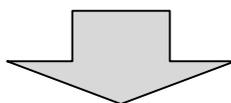
農業を中心とした多様な既存産業のさらなる育成と活性化につながる、新たな企業誘致を積極的に行い、雇用の創出と雇用環境の充実を図ります。

安心して働ける環境を整えることで、若者のUターン、I・Jターンを促進し、活気あふれる入善町を目指します。



【重点戦略】 安全・安心な環境整備による定住促進

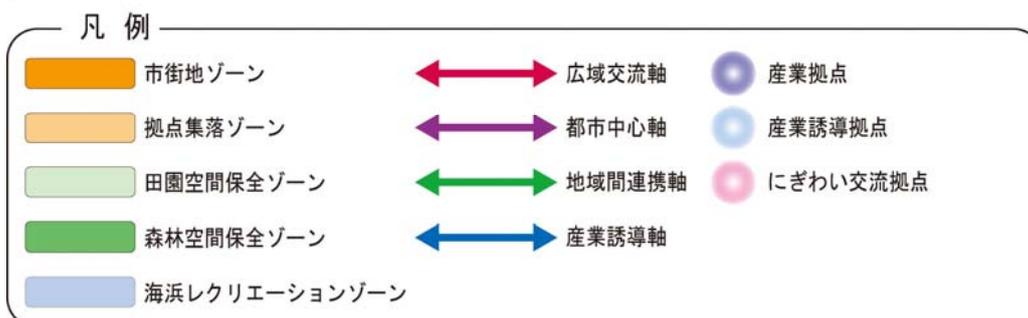
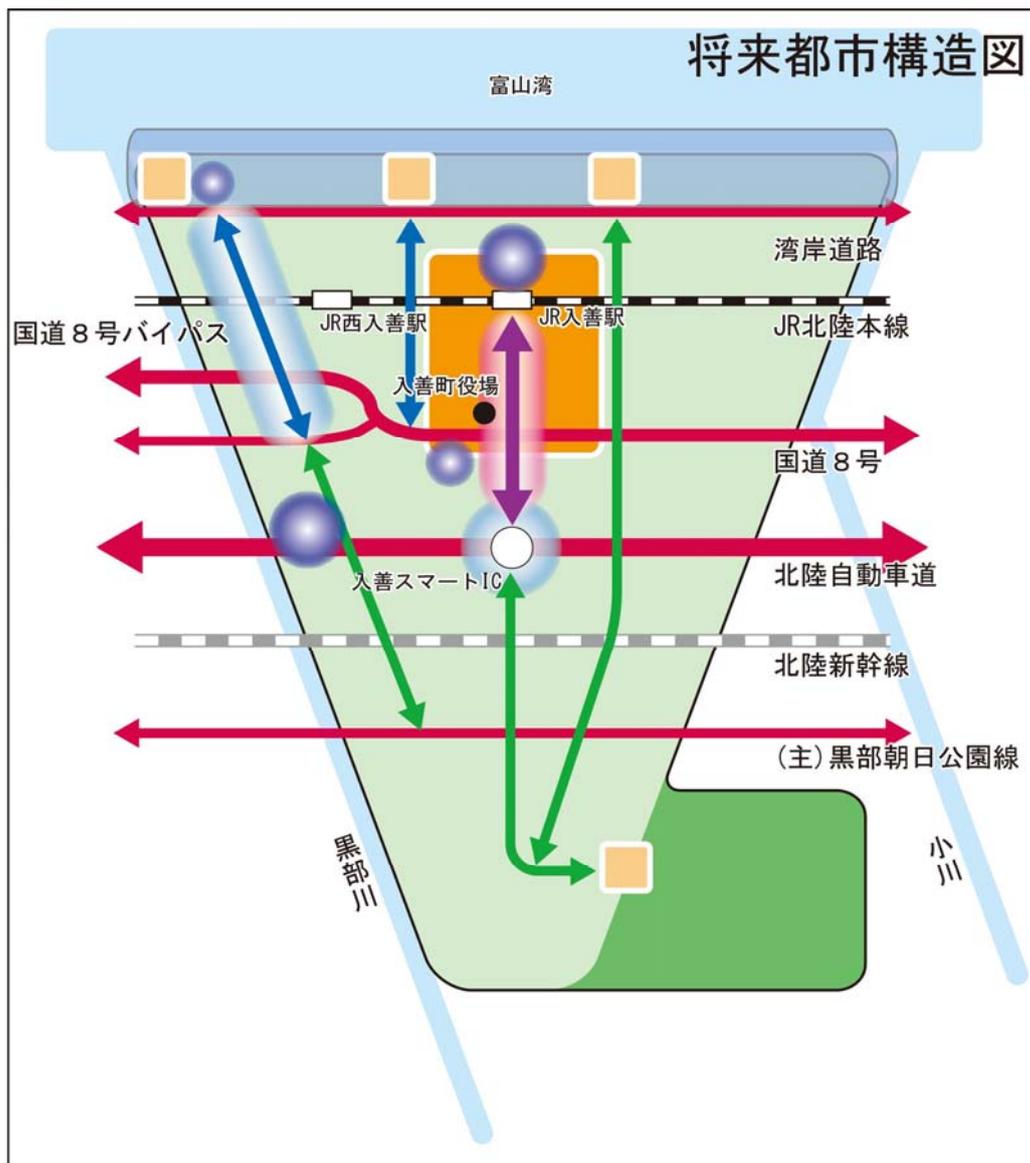
子どもから高齢者までが安心して暮らせるよう、都市機能の充実が重要となります。豊かな自然との調和に配慮しながら、魅力ある住環境の整備を行い、安全・安心に暮らせる入善町を目指します。



『次代に繋げる持続可能な定住都市』を目指す

2-4 将来都市構造

将来都市構造は、将来像である「扇状地の水と恵みを活かす うるおい・豊かさ・にぎわいを感じるまち 入善」の実現に向けた取り組みを進めるため、本町の空間的な配置や主要な道路を概念的に捉え、将来の都市の姿を表現するものです。将来都市構造の構成要素として、自然・地形的特性をベースに都市構造の骨格を成す「ゾーン」、広域的な連携・交流を形成・強化する交通ネットワークによる「軸」、現況の土地利用をベースに将来ニーズを見込んで集積を図る「拠点」を設定します。



3

都市整備の方針

3-1 土地利用の方針

土地利用の方針は、以下のとおり分類し、各方針を整理します。

市街化を計画的に促進する地区

住環境形成地区

低層又は中高層の住宅専用地として、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域と同等の住環境の形成が必要な地域を「住環境形成地区」とします。ゆとりのある住宅専用地であり、若者から高齢者までが魅力を感じる良好な住環境の整備を目指します。

住宅地区

第一種住居地域と同等の住環境の形成が必要な地域を「住宅地区」とします。
〔市街地〕商業地区と隣接した市街地の住宅地では、利便性の高い住環境の整備を目指します。
〔拠点集落〕拠点集落における住宅地では、特有の集落環境と地域コミュニティを維持していくための住環境整備を目指します。

中心商業地区

JR 入善駅前に広がる、商業地域に指定されている地域を「中心商業地区」とします。入善町の顔となる地区であり、商業・業務等の利便性の向上、まちのにぎわいの創出を目指します。

地域商業地区

中心商業地区に隣接した近隣商業地域に指定されている地域、既存の商業施設が集積する周辺地域を「地域商業地区」とします。住民の生活に密接する商業空間であり、日常生活の利便性の向上を目指します。

沿道利用地区

国道8号(都市計画道路)沿道であって、準工業地域に指定されている地域を「沿道利用地区」とします。既に産業等の沿道利用施設が立地する地区であり、国道拡幅事業に合わせて、既存施設の立地環境の改善と沿道サービス施設などの集積を目指します。

工業地区

工業地域に指定されている地域、既存工業施設が立地する黒部川右岸の地域を「工業地区」とします。工業施設が集積する地区であり、周辺の住環境等との調和を図りながら、企業用地としての維持・拡大を目指します。

市街化を抑制する地区

農業環境保全地区

黒部川扇状地に広がる農地及び散居集落を「農業環境保全地区」とします。扇状地の広大な農地と特徴的な散居の形態が見られる地区であり、無秩序な開発を抑制するとともに、それらの居住環境の向上を目指します。

自然環境保全地区

入善町の南東部に位置する舟見などの山地を「自然環境保全地区」とします。森林などの豊かな自然環境が見られる地区であり、自然体験・学習空間の創出、散居集落を望む眺望点など、交流の場としての活用を目指します。

海浜レクリエーション地区

海岸線に面する一帯を「海浜レクリエーション地区」とします。集積する地域資源の活用、既存集落との調和、自然や景観の保全とともに、交流の場としての活用を目指します。

産業機能集積を誘導する地区

沿道利用誘導地区

沿道利用地区から延伸した国道8号沿道及び国道8号バイパス沿道の地域を「沿道利用誘導地区」とします。広域アクセス機能を強化することに加えて、自然環境等との調和を図りながら、産業・沿道サービス施設の計画的誘導を目指します。

産業立地誘導地区

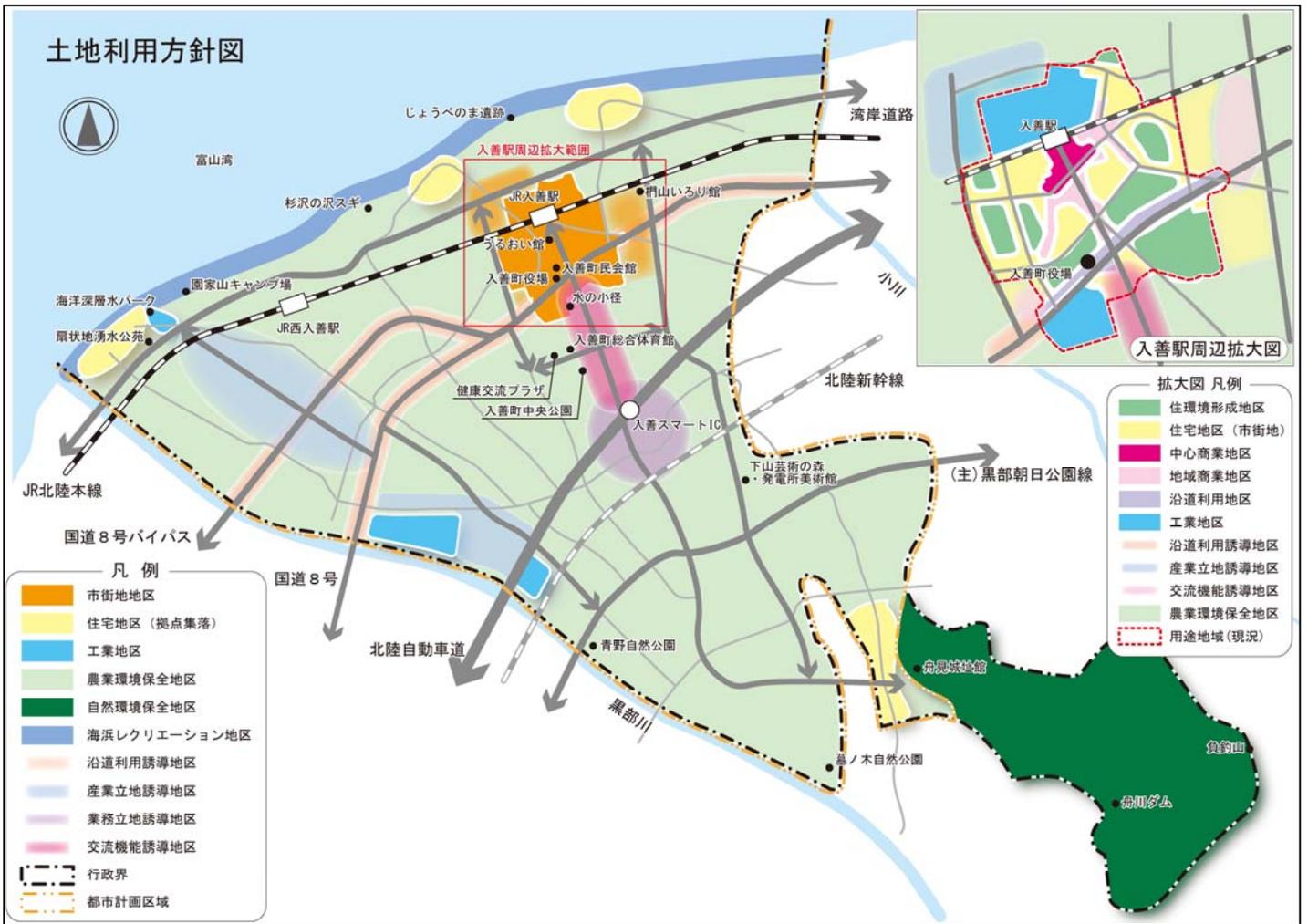
平曾川国道線沿道、JR北陸本線以北の（都）上野吉原線・（都）吉原君島線沿道、黒部川右岸の工業地区の隣接地を「産業立地誘導地区」とします。立地条件と交通の利便性を活かした産業立地を誘導する地区であり、農業・水産業をはじめ、既存産業と連携した新たな産業の創出を目指します。

業務立地誘導地区

入善町の玄関口となる北陸自動車道入善スマート IC 周辺を「業務立地誘導地区」とします。広域交流を担う北陸自動車道の交通結節点であり、市街地とのアクセス性をいまえ、既存産業と連携した産業・業務機能の集積を目指します。

交流機能誘導地区

北陸自動車道入善スマート IC と国道8号を連絡する（主）入善宇奈月線沿道周辺を「交流機能誘導地区」とします。入善町の市街地へつながる玄関口となる地区であり、既存の公共施設等を活かした交流機能の集積を目指します。



杉沢の沢スギ（国指定天然記念物）



まちなか沿道景観



多様な農産物

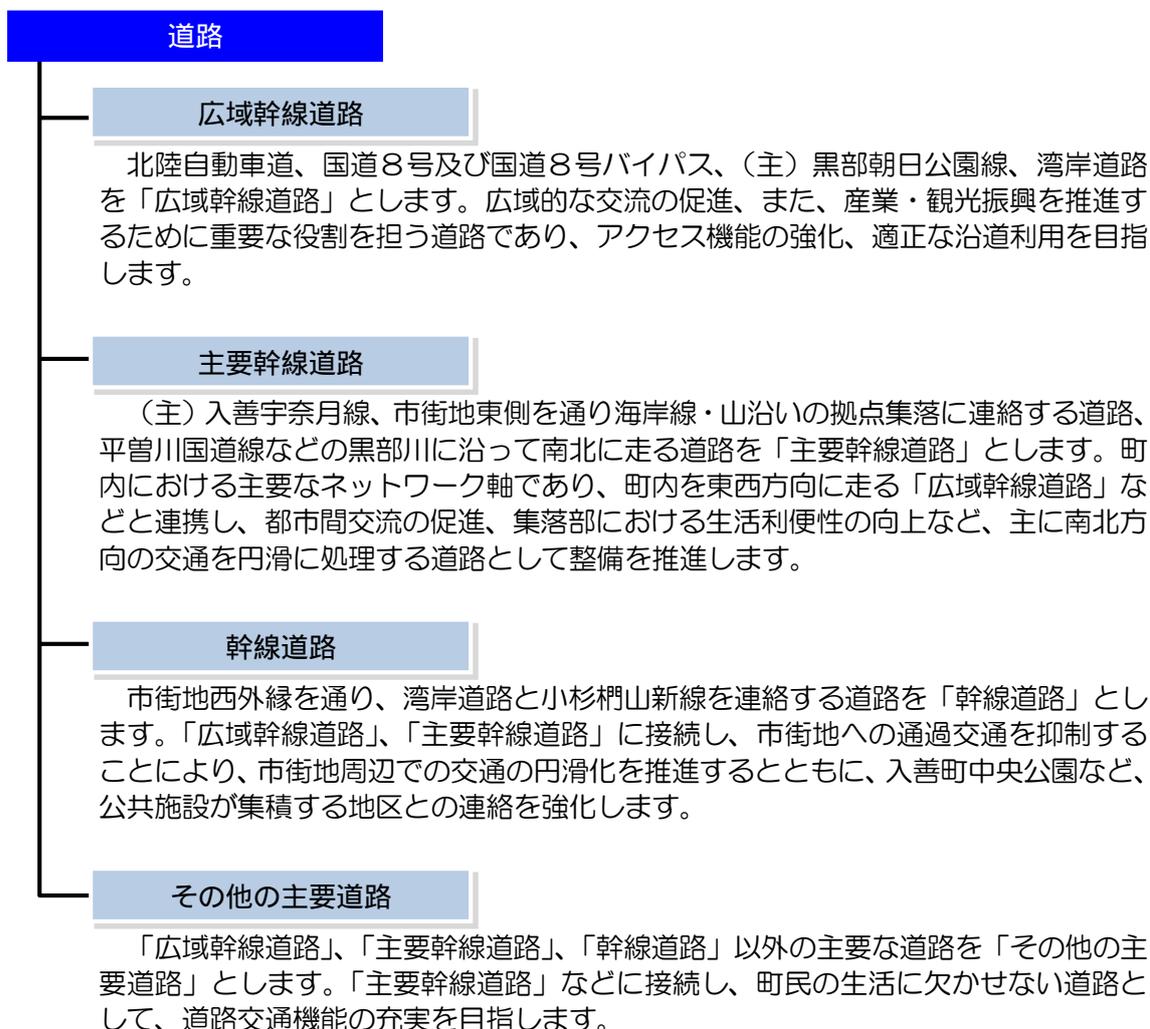


北陸自動車道入善スマート IC 周辺

3-2 都市施設整備の方針

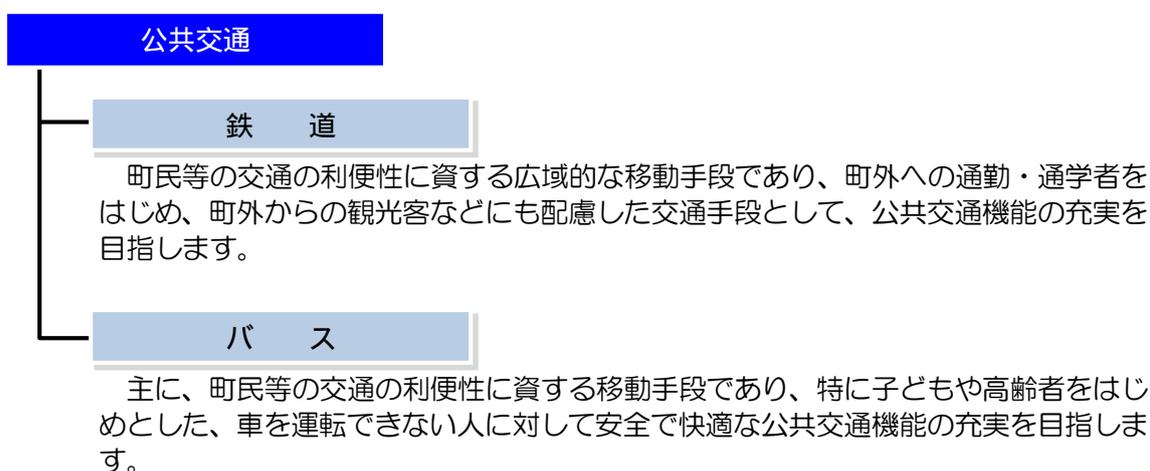
(1) 道路整備の方針

道路整備の方針は、以下のとおり分類し、各方針を整理します。



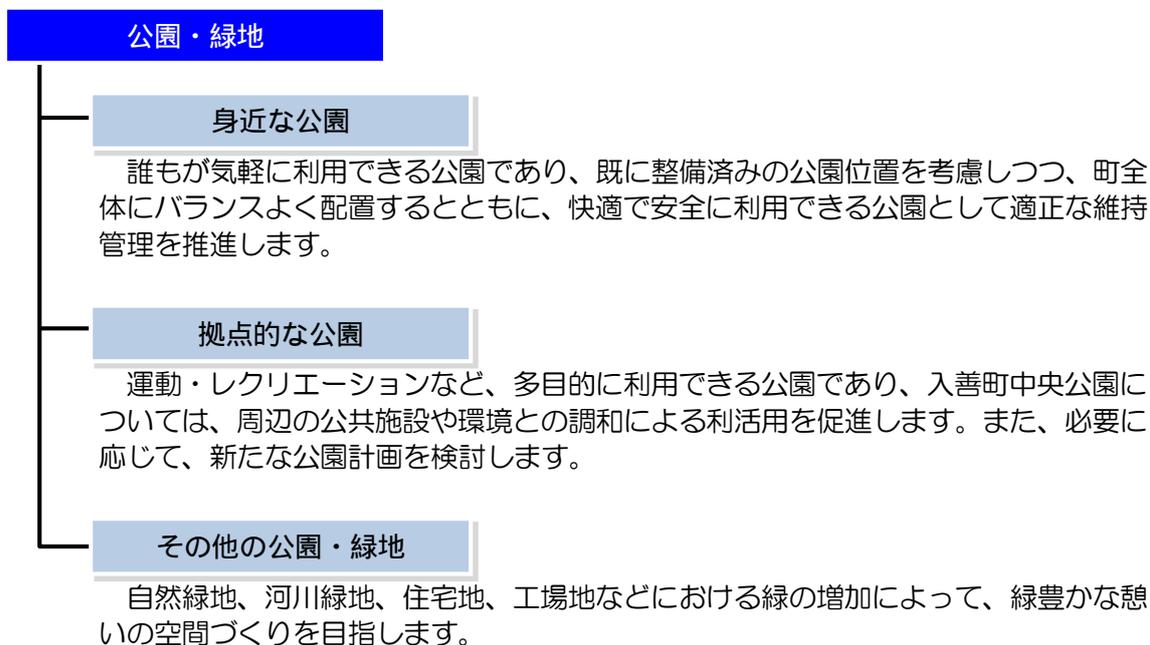
(2) 公共交通の方針

公共交通の方針は、以下のとおり分類し、各方針を整理します。



(3) 公園・緑地の方針

公園・緑地の方針は、以下のとおり分類し、各方針を整理します。



墓ノ木自然公園

(4) 下水道の方針

下水道の方針は、以下のとおりとします。



3-3 環境共生型の都市づくりの方針

環境共生型の都市づくりの方針は、以下のとおり分類し、各方針を整理します。

環境共生型の都市づくり

自然環境保全

入善町が有する豊かな自然環境を、バランスの良い保全と活用を図ることで、自然と都市が共存した入善町独自の都市づくりを推進します。

都市環境形成

地球環境問題への取組み、リサイクル社会の推進などにより、環境に配慮した都市づくりを目指します。

3-4 都市景観形成の方針

都市景観形成の方針は、以下のとおり分類し、各方針を整理します。

都市景観形成

自然景観

豊かな自然に恵まれた都市であり、今後も良好な自然景観を保全し、自然と都市が調和した良好な景観形成を目指します。

歴史・文化景観

じょうべのま遺跡などの歴史・文化的資源が点在しており、地域の歴史・文化を感じることができる景観形成を目指します。

田園・集落景観

扇状地に広がる農地は集落と調和し、特徴的な散居集落の景観をつくり出しています。それらの良好な田園・集落景観を保全し、集落での生活や産業（農業）と密着した特徴的な景観形成を目指します。

市街地景観

町の中心となる市街地については、都市の魅力や人々のにぎわいが感じられるとともに、周辺の田園景観と調和した良好な市街地景観の創出を目指します。



舟見山からの眺望

3-5 安全・安心な都市づくりの方針

安全・安心な都市づくりの方針は、以下のとおり分類し、各方針を整理します。

安全・安心な都市づくり

水害対策

東日本大震災や入善海岸高波災害を教訓とし、津波などの水害対策を徹底します。

土砂災害対策

山沿い及び山間部においては、地震や豪雨による土砂災害の危険性があることから、適切な対策を促進します。

市街地災害対策

市街地では、地震や火災などによる、建築物の倒壊や延焼被害が広がる恐れがあることから、適切な対策を促進します。

避難路・避難場所の確保

災害時には、迅速に避難ができる安全な避難経路と、危険から身を守る避難場所が必要であり、これらを確保することにより、町民の安全を守ります。

防災・防犯体制の強化

入善海岸高波災害を教訓とし、災害に対する町民意識の向上などを図るとともに、町民・行政の協働のもと、防災・防犯体制の強化を促進します。

3-6 参画と協働の方針

参画と協働の方針は、以下のとおり分類し、各方針を整理します。

参画と協働

町民・事業者の参画

都市計画に関する町民・事業者の意向を、多様な手法により捉え、町民主体による都市づくりを推進します。

人材育成・活動支援

都市づくり活動を支えるリーダーの育成、町民の都市づくりに関する活動を積極的に支援していきます。

情報公開

町民と行政が情報を共有するため、都市づくりに関する情報を広く公開し、町民・事業者の参画を促します。

推進体制

庁内での連携、関係機関との調整はもとより、町民・事業者と行政の協力体制を構築していきます。